

様式第 2 号（第 8 条関係）

会 議 録

- 1 会議の名称 令和 6 年度 第 1 回川根本町保健、福祉サービス推進協議会本部会
- 2 会議日時 令和 7 年 3 月 26 日（水）午後 1 時 30 分から
午後 3 時 00 分まで
- 3 開催場所 山村開発センター 2 階 大会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員
松岡 正臣会長、石山 貴美夫委員、中澤 莊也委員、小林 慎介委員、鈴木
淳二委員、中村 鈴代委員、山本 銀男委員、長塚 誠委員、後藤 勝委員、八
木 朝子委員
 - (2) 執行機関（事務局）
健康福祉課長 森下育昭、健康福祉課地域福祉室長 伊藤恵美
地域福祉室主幹 望月克規、こども支援室長 長島誠
健康づくり室長 池本智安、健康づくり室主幹 松本尚子
高齢者福祉課長寿介護室長 中村和良、地域包括ケア推進室長 宮木清美
- 5 議 題
 - (1) 第10次高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画について
 - (2) 川根本町こども計画について
 - (3) 第 5 次障がい者計画及び第 7 期障がい福祉・第 3 期障がい児福祉計画について
- 6 会議資料の名称
 - 資料 1 高齢者保健福祉及び介護保険事業計画の進捗状況
 - 資料 2 川根本町こども計画
 - 資料 3 川根本町第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画進捗状況
- 7 発言の内容
 - (1) 第 10 次高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画について
（事務局）
高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画については、3 箇年計画となっており、現在は、令
和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の第 10 次高齢者保健福祉計画、第 9 期介護保険事業計
画となっている。
今回は令和 6 年度のこれまでの実績状況について報告させていただく。
 1. 高齢者数・被保険者数の推移については、毎年、9 月末現在の人数で、令和 3 年から

の数値を掲載しており、総人口については年々減少傾向で、推計値に対する比較でも、これまで 50 人前後、実績値は推計値を下回る状況となっている。

なお、令和 6 年度の実績値は、ここに記載した全ての年代別人口で、前年から減少となっており、推計値に対しては、概ね近いところもあるものの、こちらも全ての年代で実績値は推計値を下回る状況となっている。

2. 要支援・要介護認定者数については毎月、介護保険事業状況報告書において報告している数値のうち、計画書にも記載しているが、7 月報告分の数値を記載してある。令和 5 年までは増加傾向となっていたが、令和 6 年においては、前年を下回る状況となっている。認定者数の合計では、令和 3 年の人数に近い状況となっている。令和 6 年の介護度別の人数では、要介護 1 から要介護 3 の中度の方の人数が、やや多いが、全ての介護度において、前年を下回る状況で推計値より低い人数となっている。

認定者数の合計は令和 3 年の人数に近くはなっているが、第 1 号被保険者である 65 歳以上の方の人口は 174 人で、率にして約 5.5%減少しているため、要介護の認定率は上昇している状況である。

介護保険事業計画の進捗状況として、令和 5 年度分までの数値については、給付費は年々増加傾向にあり、令和 4 年度までは計画値の範囲内であったが、令和 5 年度は計画値を、5.7%上回る状況となっている。令和 6 年度になってからも、増加傾向は続いており、令和 5 年度までの状況を加味して策定した計画値に対しても、0.4%上回る状況となっている。

地域支援事業費は、介護保険標準給付費と比べ低い金額だが、令和 5 年度までは月平均で 400 万円強と、計画値を若干上回る状況となっている。今年度においては、これまでの月平均額は約 440 万円で、前年度比較で約 5%の増となっているが、計画値の範囲内の数値となっている。

標準給付費と地域支援事業の合計の 23%が第 1 号被保険者負担分相当額となり、前計画期間の第 8 期介護保険事業計画の令和 3 年度から令和 5 年度までの状況では、令和 5 年度が計画値を超える状況だが、3 箇年度の合計では、計画値の範囲内で、約 2%下回る状況となっている。これに対し、令和 6 年度においては、今のところ計画値を 0.3%程上回る見込みとなっている。この第 1 号被保険者負担分相当額については、第 1 号被保険者の介護保険料及び調整交付金追加交付額と介護保険準備基金により賄うことになり、下段の「介護保険料等の収納状況」という表に記載した。

前計画期間の第 8 期においては、介護保険料は計画を上回る収納があり、調整交付金追加交付額は計画値に近い交付があった。この介護保険料と調整交付金追加交付額により必要額を賄えない場合は、介護保険準備基金を取り崩すことになるが、先程の標準給付費と地域支援事業費の合計が計画値以内であったこともあり、計画では 4,310 万円の取り崩しを見込んでいたものの、実質では 150 万円の取り崩しとなっている。

標準給付費と地域支援事業費の合計額より介護保険料等の収納状況の合計額は、約 900 万円程下回っているが、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金について、令和 3 年度からの 3 箇年の合計で約 1,000 万円交付され、こちらを地域支援事業費の第 1 号被保険者負担分相当額へ充当している。

(会長)

事務局からの説明について、高齢者福祉課、介護保険部会から補足説明等あるか。

(高齢者福祉・介護保険部会副部長)

前回、この資料を見たが、その時の委員の皆さんや発表の中では、介護関係で言えば、介護認定者数も今がピークではなかろうかというような説明があった。人数的にこれからは、高齢者の数も減少しているが、介護の方もこれからは減少が見込まれると、現在の推計の感想が述べられたので、その部分を報告する。

(会長)

その前にこの中で出てきたのは訪問リハビリがかなり増えているという説明を受けたので、そこら辺の説明をお願いしたい。

(事務局)

訪問リハビリについては、令和に入ってから徐々に増加傾向で令和3年度ぐらいから計画値に対しても約20%、4年度に対しては60%と大分上回る状況になっている。これについては、焼津市のおおとみリウマチ整形外科が町内でサービスを提供していただいているためである。6年度も継続で認めており、今まで70万円ぐらいだったが、年額で1,000万弱ぐらいになり、令和6年度については、年間で2,700万円と見込んでいたが、10ヶ月で計画値の数字となってしまう、計画を上回る状況となっている。この事業者については、徳山地区にサテライトの事業所も設け、そちらでもサービスを提供している。サービス提供できる体制が整ったことから、利用が増加していく状況である。町としても、事業所の状況を確認しながら、調整を進めていきたいと考えている。

(委員)

質問ではなく、事前に資料を見た感想だが、1ページの高齢者被保険者数の推移で、令和3年度は人口が6,315人、令和8年度の推計は5,460人と人口はどんどん減少していく。その中で被保険者、要は下支えをする方達の減少率がマイナス20%、介護される数はせいぜい2%ぐらいしか減ってないということで、だんだん介護保険料が上がってくるのではないかという不安を少し感じた。人口が減らないより、若い人たちが入ってくるような施策というのもみんなでやっていかなければならないのではないかという気はした。

(委員)

介護保険料に関して働き手の世代が少なくなってくるといことで、さらに上がってくるのではないかという不安はあるが、見通しはどのように考えているか。

(事務局)

介護保険料については、計画よりは若干上回る収入があり、調整交付金追加交付額についても今後は上回る見込みだが、やはり給付費が伸びている。取り崩す金額についても、こちらの計画よりは、上回ると見込んでいるが、今後は給付費もピークを迎えると考えているため若干減少傾向となっている。ただし、認定率は増加ということで、認定者数は減っているものの給付費が伸びてるといこともあるため、今後は認定率を下げることも重要であると考えている。現場も進めているが、介護予防事業についてより強化していく必要があるのではないかと考えている。

(委員)

関連したことで、今年は特に大手企業は基本給のベースアップということで、こういっ

た介護関係へ就職する方がいる。いる。減っていくのではという不安がある。そういった中で介護に携わる仕事をされる方の報酬面を改善しなければならないという気がしている。自分は携わっていないのでわからないが、少し危惧するところではある。

(事務局)

社会福祉協議会への委託、社会福祉関係の事業者の補助金を出す形で、人材育成を町として考えていかなければならないと思っている。今年度においては、新規の方の募集という対応をしたが、来年度については、現在働いていらっしゃる方の経験を積んでいただくような研修という形のものをできれば考え、社会福祉協議会、関係課とも相談して対応していく。人材育成が課題と思っているため、今後関係者とも連携を図りながら対応していきたいと思っている。

(会長)

今回、社会福祉協議会でヘルパーの養成を募集している点と、国の補助がヘルパーに対して出ているので、その金額も結構大きな金額になっている。その対応というのが、国が続けてくれると思うので、現場1人当たりの金額がある程度伸びてきているのではないかと考えている。給与以外に国から処遇改善手当がヘルパーに出ている。会社にも入ってくるが、すべて現場の人に渡すということをどの施設もやっている。社協もやっている。そういった点は、ある程度、働く人にとってはいいのではないかという感じは受けている。今年は社協で研修をやっており、自分の会社でも何人か受けるようにしているので、そういった点で処遇が改善していくのではないかという感じは受けている。その他に何かあるか。

(委員)

素人なのでよくわからないが、訪問リハビリにしても通所リハビリにしても、こういったものが充実すればするほど、介護度が上がらないのかと想像するが、その辺の相関関係というか、リハビリをやればやるほど、介護度を重くなるのを防ぐことができないのかと思うが、その辺はどのような感じなのか。

(事務局)

リハビリのため機能を回復するためのものである。そちらが回復すれば機能は良くなるが、目的通りにいってるかどうか、訪問リハビリも事業所から話があったとしても、町内にはリハビリが終わった後の体制がなかなかできていないということが課題ではないか、という提案もあったので、それについては、福祉事務所の関係の方々と話を進めながら決めていきたいと考えている。課題になっていたのは、そのリハビリがいいので、利用者も自分に良いことなので回数を増やしたほうが良いのではないかと、ということで追加していることもある。ただ、回数が増えれば回復するものではなく、目的に沿った内容で適切な回数をやるのが本来良いということ、その終了後の体制ということであれば、給付の方もある程度抑えられるかということをお話している。

(委員)

今の質問だが、年々を取っていくので思うように介護度が上がる、というのは少ないのではないかという感じを受けている。

(委員)

訪問リハを受けている方が多いということだが、リハビリ病院の先生は、どの地区まで行っているのか教えてほしい。どの辺までが対象なのか。

（事務局）

その事業所については町内すべてとなっている。

（委員）

何回まで等、回数は決まっているか。

（事務局）

ケアプランを立てているので、必要な部分ということで、希望すれば、希望した分だけ適切な回数で利用できている。

（委員）

私たちのところに通っている方が原山（わらやま）だが、なかなか遠いので、ご本人に確かめたわけではないが、もう1回聞いてくれるといいよね、という話をよくするので聞いた。

（事務局）

職員の都合や回っている人数、町内も広く移動距離があるので、希望通りに回れないこともあると思っている。

（2）川根本町こども計画について

（事務局）

今年度、児童福祉部会では、川根本町こども計画の策定を行った。

令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、国が政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が同年12月に閣議決定されたことを受け、本町においても、新たにこども・若者及び子育て当事者に関する施策の新たな指針となる「川根本町こども計画」を策定した。なお、計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間となる。

現在、町ではこども子育て支援法に係る、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての需給計画を定める「子ども・子育て事業計画」があるが、「川根本町子ども・子育て支援事業計画」が本年度計画の最終年度となることから、その見直しも含めて計画の策定を行った。

こども計画は、こども基本法の第9条で策定される「こども大綱」及び「静岡県こども計画」を勘案して、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項及びこども施策を推進するために必要な事項を定めるものである。

こども計画では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」の3つの方に係る計画の内容を含むとされている。また、その他に、こども子育て支援法に係る、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての需給計画を定める「子ども・子育て事業計画」、母子の健康確保及び増進、子どもの教育環境の整備等に関する計画を定める「次世代育成支援町行動計画」も併せた計画を策定できるとなっていることから、町のこども計画は、「子ども・子育て支援事業計画」、「自立促進計画」、「子ども・若者計画」、「次世代育成支援町行動計画」、「こどもの貧困解消計画」、「少子化に対する計画」の6つの計画を内包した計画となっている。

こども計画の策定にあたり、計画の対象となるこどもとその保護者から、意見を聴き計画を策定することとされていたため、令和5年度に、就学前児童と小学校児童の保護者、小学校5、6年生児童、町内在住の中学生、高校生を対象に、令和6年度には、町内在住の18歳から39歳の方を対象にアンケート調査を行った。また、こども政策に関する意見聴取として、町内3園の保育園児の保護者、町子育て支援施設の利用者、川根高校の生徒、川根高校については、学校に協力いただき、授業の時間に意見聴取を行った。また、児童クラブの利用児童、町内子育て支援団体から対面による意見聴取を行った。

また、パブリックコメントを実施し、8名の方から意見をいただき、これらの意見等を踏まえ、計画を策定しました。

当町では、「豊かな自然に抱かれて、かがやく未来、わくわくと共に育てよう川根本町の子どもたち」を基本理念として、これまで、子ども・子育て施策を推進してきた。こども計画においても、これまでの理念を踏襲し、子ども・若者・子育て施策を推進して行くが、これまでは、「共に育てよう」とこども・若者は、守り・育てる対象としてきたが、こども計画では、「自立した個人として権利を持つ主体」として位置付け、「育てる」ではなく、「共に育つ」とし、「わくわくと共に育つ川根本町の子どもたち」とした。

また、こども計画では、子どもの権利条約の考え方、「こどもは権利の主体である」という考え方のもとに、施策を推進するとしている。

基本目標1として、こども・子育て支援サービスの充実で、現在ある教育・保育サービスの充実や相談支援体制の充実、各種サービスに関する情報提供、地域で一体となって支援する環境づくりの再構築などを通じて、こども・子育て支援サービスの充実に図っていくとしている。

基本目標2として、職業生活と家庭生活の両立の推進で、当町で、自分の家族を持ち自分の理想の家庭を築いて行けるよう、地域の特性に応じた支援や環境整備に取り組んでいくとしている。

基本目標3として、困難を抱えるこども・若者、家庭への支援で、すべてのこどもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、誰一人取り残されることなく幸せに生活でき、生きづらさを感じない環境の整備を進め、児童虐待防止対策の推進や、外国人子育て家庭、障がい児への支援、相談体制の充実を通じて、困難を抱えるこども・若者やその家庭を支援していくとしている。

基本目標4として、子育てができる環境づくりで、子育てに係る既存の各種経済支援や遊びの場の維持拡充、防犯体制や地域医療体制の充実を通じて、子育てしやすい環境づくりを進め、子育ての楽しさや喜びを感じながら子育てができる町となるよう取り組んでいくとしている。

この4つを柱として、今後のこどもに関する取り組みを進めていく。

こども計画は、子ども子育て支援事業計画を内包する計画で、計画では、幼児期の教育・保育施設・サービスの量の見込みと確保方策を定めることとなっている。

このため、保育園や幼稚園の利用希望見込み値とその希望に対応する確保値をはじめとして、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、産後ケア事業などの事業について、サービスの量の見込みと確保方策を定めている。

計画の推進にあたっては、施策の進捗状況を検証し、改善する仕組みPDCAサイクルを確立し取り組んでいくこと、また、こども・若者に対して色々な機会を通じ、計画の取り組み状況を情報発信し、計画に対する意見を聴き、計画を進めていくとしている。

(会長)

事務局からの説明について、児童福祉部会から補足説明がありましたらお願いします。

(児童福祉部会副部会長)

今説明したように、こども若者を育てるためにもろもろの取り組みが提案されているので、ぜひ皆さんに協力していただいて、子育ての方よろしくをお願いしたいと思う。

(委員)

こういう計画ができるにあたって、新しく7年度の予算も積極的に子育て支援の事業が入れてある。妊産婦の人たちの交通費の補助とかある。この中で、目標があって、色々説明があるが、こういう事業がある等、具体的にこの計画の中に入れることができないのか。

(事務局)

先ほど、委員からあった妊産婦の交通費助成については、継続と書かせていただいている。基本的に計画というのは、具体的な内容をやっていくという、定めることによって、方針や方向を示し、それに向かって取り組んでいくという考え方で、今回の計画は策定をしている。ただし、子ども・子育て支援事業計画については、量の見込みと確保方策を示さなければならないと決まっているため、現計画の内容に準じて、保育園の園児の数の見込み、放課後児童クラブの実施の体制等の部分については、集中的に書かせてもらっている。

委員が言った交通費の助成に関しては、資料53ページをご覧いただきたい。「第4節 子育てができる環境づくり」が左上に書かれている。この中段あたりの「妊婦健診時・出産時・不育症等治療費の交通費支援」の中に盛り込みながら予算化した。この計画に盛り込むことによって、ハード的なものの起債を充当することが可能になり、この辺も踏まえて計画に盛り込みながら今後は進捗管理をしていき、新たな事業を起こす際には、財源を確保しながら対応していきたいと思っている。あくまでもこのこども計画に則って、今後も子育て支援に取り組んでいきたいと思っている。

(委員)

入れることによって起債が使えるということか。

(事務局)

そのとおりである。その辺も踏まえて、こども計画に記載したものもある。

(委員)

こどもがたくさん増えてくれればいいが、独身者が多いということで、町としては出産の祝い金は配っているのか。

(事務局)

出産祝い金については、経営戦略課の方で担当している。金額は把握はしていないが、第1子、第2子、第3子ごとの出産祝い金というものはある。

(委員)

29ページの小中高生のアンケートだが、川根本町に続けたいかの回答で高校生ぐらいになると、ほとんどが「住み続けたくない」、「町外に住んだあと、戻ってきたい」となっている。住み続けていくにはどのようなサービスが必要かということで一番多いのが、「買い物などの施設の充実」とある。しかし、町でどうにかできることではなく、民間企業に入ってきてもらって、そういう施設を作るなりしてもらわなければならないのではないか。

(事務局)

やはり町で行うのが不可能な部分もある。そういう意見を踏まえながら、どうするかというのはまちづくり全体の課題かと思っている。関係各課と連携を図りながら、対応できればと思っている。

(委員)

29ページで川根本町が好きかの単数回答で高校生だと、「あまり好きでない」が20.2%。「好きではない」が6.5%とある。高校生の場合は、留学生もいると思う。その割合で言ったら、留学生と地元の生徒との間でこの回答の比率は違うものなのかが気になった。例えば留学生が「川根本町が好きか」で、好きだったらなぜ好きかという理由が一つの今後の本町を好きになってもらえたことを知るきっかけになるのではと思った。そこら辺の割合は調べていないのか。

(事務局)

学年と性別ぐらいである。留学生かどうかという設問は設定していなかった。そこまで考えが至らず申し訳ない。

(3) 第5次障がい者計画及び第7期障がい福祉・第3期障がい児福祉計画について

(事務局)

令和7年度「障害者相談支援業務」委託先についてだが、現在の委託先である社会福祉法人明光會より令和6年10月10日付けにて、令和7年度以降の受託が困難である旨の文書が提出された。その大きな要因としては、法人内で資格を有している人の派遣が困難であること、募集をかけたが応募者が現れなかったことがある。現委託先とも調整を重ねてきたが、結果令和7年度の委託先は現委託先ではなく、別の法人と現在最終調整に入っている状況である。次年度以降も、障害者への対応内容等については、これまでと変更がないよう調整している。

令和5年度より川根本町語ろう会を実施している。参加者はGHとくやま、B型サービス管理者、社協、基幹相談支援センター、行政、委託・計画相談の9名で月1回基本開催している。内容は、利用者の緊急時のフロー作成、独居の方の緊急時の連絡体制の確認、B型利用者の就労の機会の創出、困難ケースの事例検討協議である。その中で見えてきた課題として、親亡き後の地域での生活や自治会との関わり、地域で孤立しないようなサポート体制等、福祉サービス利用者の高齢化、将来的にサービスを継続する為の人材不足が挙げられた。

グループホームとくやまについて、開所は令和4年1月、部屋数は10室、うちショート利用者用として2室確保している。入居は6室で男性6、女性0、町内5名、町外1名だったが、本日現在の入居は1名減の5名となっている。

障害者の GH は必要不可欠な資源の一つであることは、関係者間で共通の認識でいるが、施設側としての職員体制に苦慮している現状がある。空き室もあることから経営上厳しい状況が継続している点についてグループホームから報告があった。現状の利用者のほとんどがみどりの丘、みどりの丘えまつ利用者である。様々な課題への対応について今後検討をしていく。

輝き体験ウィークについて、昨年度のぼらんちが実施した事業を参考に、令和 6 年度町独自事業「川根本町輝き体験ウィーク」と題して、健康福祉課、産業振興課商工業室、町商工会、町内企業、B 型事業所と連携して企業見学・作業体験を実施し、障害者の就労に対する意欲の向上、就労内容の選択肢を増やす、福祉的就労に繋がるきっかけになるよう実施した。4 事業所 5 カ所の協力を得て延べ 23 名の B 型利用者が参加した。

感想として、普段の作業場所や作業内容と違って初めは緊張している方もいたが、作業体験など積極的に取り組んでいる姿が見られた。一部の参加者は、自分でもできる自信がついた方も見受けられた。今後、企業へのアンケートを基に、今後施設外就労や就労にどのように繋げていくか関係機関と協議していきたい。B 型の職員も同行してくれるのであれば、会社としても安心して受入れの幅が広がるのではないかな。現在の B 型工賃ではモチベーションを保つことが難しいのではないかな。一部階段が急で一人での昇降に不安を感じたなど受け手側の配慮の必要性を感じた。また、わからない作業について、自分から質問することができる力を普段からつけていきたい。普段から自分で考えて行動する。自分の意思で行動することが意識できるようなアプローチが必要と感じた。今後は町内企業、地域、福祉と連携の輪を広げていきたいと思っている。企業側の人手不足を障がい者の就労で補えないか、みんなで考えていきたいといった積極的な意見があり、次年度以降も継続を考えている。

(障がい者福祉部会部会長)

私は民生委員でこういった部会に入っている。日頃障がい者の皆さんにとって、不便な、いわゆるバリアというか、そういったものを感じることは色々とおあるだろうと思っている。インフラ整備とかになると、財政面の理解、福祉側からの情報発信がない限り、なかなか改善はできないだろうと思う。例えば、山村開発センターの 2 階に車椅子で入れるとか文化会館も同じである。段差の少ない道路づくりとか、そういうのは本当に私たちではどうにもならないが、それでも財政の理解、意識の共有があれば、少しずつ改善していくものだと思っている。あと、私たちが特に気になるのはメンタル等の精神的な部分のバリアであれば、努力すれば解消できることが多いので、差別意識の解消、人権の意識を持っていたくとかということは、よく部会の方でも話し合いを進めている。障がい児者の皆さんの生活の向上が、地域福祉の向上にも繋がるということで、当たり前なことだと思っているので、これからもそんな気持ちで取り組んでいただきたいと思います。

(委員)

障がい者の就労の場の確保に色々工夫を加えてやっていただいているとは思ったが、現時点で障がい者の法定雇用率を満たしていないのか。例えば役場は何%、そういうのを見ながらの行動なのか、よくわからない。現在障がい者雇用が何人かいて、それ以上に雇用率を上げるために就労の場を作ろうとしているのか、雇用率が超えていないので就労す

る人を探したいのか。そういうことがわかれば、企業側とマッチングができるのではないかと感じたのだからどうか。

(事務局)

企業ごとの障がい者の雇用率を確認していない。役場もだが、雇用の充実という部分も含めて、企業と話をする中で確認できれば確認しながら進めていければと思っている。

(委員)

今回は町内の会社へ行って、どの程度の仕事ができるかというのを探ったような感じなのか。

(事務局)

そのとおりである。今現在、特にえまつでは部品の組み立て等をやっているが、社員と変わらないぐらいのピッチでやる利用者がいるため、何人かは使ってもらえるのではないかと、と思っている。

現在は町内の企業から、えまつ利用者にやってほしい仕事を運んで、えまつで作業をしている。例えば、えまつから利用者が企業に行って作業をする、そういったことによる利点は、まず受入工賃の単価が上がるのが予想される。そうすると、B型利用者の工賃がアップし、利用者のモチベーションが上がる。そういった利点がでてる。しかし、利用者だけで行くことはできず、何かあったときの対応も含めて、引率する職員が必要になる。職員が少ないため、施設に残った利用者を支援する職員体制が今度どうなのかというところが問題になってくる。全員が全員行けるかどうかというと、今回の利用者への希望でもそうだが、「僕はいいよ」、「私はいいだ」、「ぜひやらせてほしい」という方がいた。当然ながら全く同じ障がいということはないため、単純作業がものすごく早くて正確な人、スピードはゆっくりだけでも正確にやれる人と様々なので、そういったところを今回は確認させてもらった。来年度以降、施設外就労については、もう一歩踏み込んだ形で展開していきたいという思いがある。

(委員)

実際に可能性がある方の人数はどのくらいだか。

(事務局)

本当に企業側が雇いたいとなれば、もっとしっかりした形で本人を確認させてほしいということは聞いている。障がいは様々で全く同じ人がいないため、集中力が1時間、2時間、半日ぐらい等どの程度で切れてしまうのか、1日持つのか等も含めて考えると、まだまだ確認しなくてはならないところがある。今回、作業を体験させてもらった時間は、作業的には1時間あるかないかだった。作業内容にもよると思うが、現時点で何人というのは申し上げることができない。ただ、施設側は1時間であっても、「あの人なら、うちでもやっていけそうな気がした」という意見等は聞いている。

(委員)

語ろう会というのは、なかなかいいアイデア、企画だと思っている。関係している事業所全員の情報交換というのは今までなかったと思っている。大変ありがたかったのでぜひとも続けてほしい。

(委員)

グループホームとくやまに関連したことで、現在は3室が空いているということだが、高齢化してくることから、こういったことの必要性というのは当初から言われていたと思う。この辺の見込みはどのような感じなのか。ある程度の人数が入っていないと、運営的に大変だと思うのだけれどどうか。

(事務局)

資料には10室あり、6部屋の入居とあったが、5室に訂正をした。ショートとして2部屋を確保すると、残り3部屋が実質まだ空いていることになる。当然施設を管理する運営側としては満床になることが望ましいことである。最近の物価高騰、人件費の高騰等、様々なところを考えれば、満床にしても経営ができるかどうかと思う。

(会長)

現在、実際に埋まっているところは、5室で5名の方が入所している。4月1日から1名の方が入る予定で契約をし、6室が満床となる。あと2名空いている。保護者の方の決断が伴わないと入所まで漕ぎつけられない感じだ。ショートが11名ということで、ショートの場合は金額的にさほどのものでもないのに、入所が8名入らないと、なかなか経営的に、今までも大変だったが、さらに大変になってくるのではと思う。この3年間ぐらいでかなりの金額が出ていいる。出来たら満床でやっていくようになれば、経営的に楽になるのではないかと考えている。もともと事業自体で利益を上げとは思っていないが、何とかこの事業自体でやっていってもらえたらとは思っている。目標としては8部屋、満床にしたいとは考えている。

あと保護者の方が非常に高齢化してきているという状況は変わらずいる。高齢化してくると思う。需要というのは当然あるにはある。なかなか強制的に入居させるというのはできないので、保護者やご本人にも、アプローチして話をしていきたい。

(委員)

知識がないので少しずれているかもしれないが、例えば、ある方が車椅子生活になってしまって、お宅では暮らせないというケースで、やむを得ず家族で町外へ出て、生活することが可能な場所を探すという方々がいる。そういった方々を受け入れることはできないのか。家族がケアで訪ねて、そこで日常は暮らせば、家族も自宅から近くなり、ケアに通えるというような。

(事務局)

グループホームは生活できるようになっているが、現在の体制は日中は事業者に行って夕方に帰り、また朝に出かけるので、日中は不在である。

車椅子の状態になった原因が、例えば脳疾患等、介護保険の対象なのか、事故によるものかによってサービス利用が変わってくる。現在のグループホームは日中の支援がなく、泊まるだけの施設になっているため、日中のサービスを提供するにあたっては、設備整備や職員配置も必要になってくる。基本的にその方の状態がどうなのかによっても変わってくるかと思う。例えば介護保険等によっては、特別養護老人ホーム、介護保険だけの施設を探すことも必要だし、原因やその方の状態によってもグループホームで生活できるかどうかも含めて、検討が必要になる。

現在いる方のほとんどが介護保険は適用できない。年齢も若いということもある。

(委員)

こどもの関係だが、現状としてこども食堂というのはこの町に必要性があるのか。

(事務局)

必要かどうかについてはそこまではっきりは確認ができていない。この計画の中では支援するという形で記載をしている。実際に毎月というわけではないだが、町内で時々やっているという話も聞いているため、それを踏まえて盛り込んでいる。

(委員)

居場所を作るために食堂にするとかのやり方があると思っている。都会の方では、夫婦ともに働いて行く場所がないので、こども食堂を作って、居場所にすることがあると思う。そういうのはこの町ではどうなのかなと思った。

(事務局)

実際、居場所がまずあって、そこで提供してやっている方がいるというところかと思う。そういう居場所が必要なこどももいると思っている。今後、こども食堂という部分があった場合でも対応できるような形で、計画の中に盛り込ませている。

(会長)

他に協議事項を総括して質問等はないか。

以上をもって、議事を終了とする。

上記に相違ないことを確認する。

会長 松岡 政臣